

令和3年6月4日

新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部

名古屋大学として定める「濃厚接触の疑いのある者」の目安

名古屋大学として定める「濃厚接触の疑いのある者」とは、罹患者が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者とする。なお、「濃厚接触の疑いのある者」に該当した場合は保健管理室が自宅待機の要請をする。また、「濃厚接触の疑いがある者」に該当しない場合でも、接触状況や室内換気状況等によっては、罹患者と接触（同一の会議、実験、演習に出席等）した者に自宅待機を要請することがある。

「濃厚接触の疑いのある者」とは、新型コロナウイルス感染症罹患者と

- ・感染予防策がとられていない状態で手が触れることのできる距離（目安として1メートル）での接触があった者
- ・長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・同居（共通エリアをシェアする寄宿舍などを含む）の者

（例）

- ・マスクを着用することなく、向き合って数分以上話した。
- ・パーティションが設置されていない同じテーブルで食事をした。
- ・マスクを着用することなく、研究室等狭い空間で一定時間一緒に過ごした。
- ・マスクを着用して、研究室等狭い空間で長時間一緒に過ごした。
- ・手で触れるなど接触があった。
- ・消毒を行うことなく、共用の物品を使用した。

※積極的疫学調査における「濃厚接触者」の特定は、保健所が行う。名古屋大学は、保健所が「濃厚接触者」を特定するために必要な情報提供を行う。

(参考)

○国立感染症研究所 感染症疫学センター (令和3年1月8日)

●「患者(確定例)」とは、「新型コロナウイルス感染症の臨床的特徴を有し、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

●「患者(確定例)の感染可能期間」とは、患者(確定例)が他者に新型コロナウイルスを感染させる可能性があると考えられる期間であり、現時点の知見を踏まえ本稿では、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸

器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

●「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。